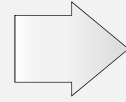


指針改定の趣旨

- ・「NPOと行政の協働に関する指針(H20.2策定)」の改定
- ・NPOや行政に限定されない様々な主体による「協働」を推進していくため、協働に関わる各主体に向け、協働の基本的な考え方と目指す方向性を提示



市民一人一人が地域に誇りと愛着を持ち、地域に関わる様々な主体が地域課題の解決に積極的に関わっていく社会



「協働」とは(第1章)

「協働」の定義

公共的な課題を解決することを共通の目的として、複数の主体が対等な立場で役割分担しながら共に活動すること

〈環境の変化〉

- 地域課題の複雑化・多様化
- ・生活様式の多様化
 - ・地域の担い手の減少
 - ・行財政規模の縮小

〈課題解決の担い手〉

- 市民主導の課題解決
企業等新たな主体の関与
- ・CSR、学生ボランティア等

〈手法としての「協働」〉

単独での事業実施に比べ、①地域社会や住民、②事業を行う主体、③行政、のそれぞれにより高い効果をもたらす。

協働に関わる主体 現状と目指す方向(第2章-1、第3章)

NPO法人等* [社会貢献活動の担い手として定着]

- ・小規模団体では、マンパワーが不足している。
- ・今後、市民からの理解と支援を広げ、他の主体とつながるため、組織基盤・運営基盤の強化や信頼度の向上が求められる。 *NPO法人、ボランティア団体など

企業 [地域社会の一員としての意識の高まり]

- ・社会貢献に取り組む企業風土の醸成が重要となる。
- ・今後、NPO法人等や地域住民との「協働」は、社会貢献活動の有力な選択肢となる。

教育機関 [生徒・学生への社会貢献活動の機会付与]

- ・地域に根ざした活動の底上げが期待される。

地縁組織 [住民の身近な問題の解決に大きな役割]

- ・若者や外国人などの新たな参加が期待される。

- ・地域への関わりや協働への意識は高まっている
- ・人材面や資金面、パートナーとの出会いに課題

中間支援組織 [活動の相談先として定着]

- ・情報発信や他の主体との関係構築を支援する機能が求められる。
- ・人脈の構築、地域課題の掘り起こしと共有により、多様な主体のつながりを構築する機能が期待される。

市町村 [住民にとって最も身近な行政機関]

- ・地域の実情に応じた市民活動の推進
- ・多様な主体との協働

県 [広域自治体としての役割]

- ・協働の環境整備
参画意識の醸成等
- ・協働を進めるための取組
活動団体に関する情報提供
出合いの場の提供
- ・協働に関わる主体の育成
NPO法人向けの研修、市民活動の相談
市町村や中間支援組織との連携

NPO・ボランティア
サロンぐんま
を通じた取組

協働の前提と原則(第2章-2)

- 前提「公共性の認識」「相互理解」
原則「目的共有の原則」
「対等の原則」「相互信頼の原則」
「役割・責任分担の原則」「透明性の原則」

協働の進め方(第2章-3)

〈「協働」の基本的なサイクル〉

- ①パートナーを探す・出会う
- ②事業の大枠の検討
- ③協働の手法の検討
- ④事業内容の協議と合意
- ⑤事業の実施
- ⑥事業のふりかえり
- ⑦ふりかえり結果の活用

- ・協働の原則を踏まえ、各主体が役割を果たすことが重要
- ・協働に関わる各主体が信頼関係に基づき、それぞれの特性を活かして力を出し合う